

フォトスケッチ

きりたんぼまつり

←わが家で一番上手なのは私かも？



→アイスより、やつぱりたんぼがうまい。



→なかなか焼けないよ。早く食べたいんだ。



→若者は、歩きながらたんぼを食べるのが通なんだ。



市長リポート

No. 124



公正さと透明性の確保へ
行政手続条例を制定

許認可などの申請の処理や、営業免許の停止・取り消しといった処分、行政指導、届け出に関する手続きは、これまでは個別の法律の定めによって行われていました。しかし、不備や不統一、不透明性への指摘が少なからずあったことから、これらの法律について共通する事項を定め、公正で透明な行政運営を確保するために「行政手続法」が制定され、平成六年十月から施行されました。

行政手続法は、法律や政令に基づいて行う事務一般に適用されますが、地方自治への配慮から、地方公共団体が条例や規則に基づいて行う処分や行政指導、届け出については法に定める手続きを適用しないこととしています。しかし、同法38条で、地方公共団体については「法の規定の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることから、市では、法でカバーできない市の条例や規則に根拠を置く事務手続きについても、法と同様に共通する事項を定めた「行政手続条例」を制定しました。

この条例により、例えば申請に対する処分については、「どのような条件を満たせば許可や認可、資格が取れるのか、具体的な基準を定めて公表すること」、「申請から結論までのくらくらかかるか、標準的な期間を可能な限り定めること」、「申請書が役所に届いたら、遅滞なく審査を開始すること」などが義務付けられます。また、免許の取り消しや停止などの処分、行政指導、各種の届け出に関する手続きについても、ルールの統一によって処理過程が明らかになったり、処理の迅速化が図られたりすることになります。行政運営における公正の確保と透明性の向上、市民の権利利益の保護に大きな効果が予想される条例です。よろしくご理解ください。よろしくお願いいたします。

小畑 元